

(素案)

第 7 期美唄市総合計画 (基本構想)

2021-2030

ともに支え合い 分かち合う

田園文化創造都市 びばい

美 唄 市

■計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

これまでの「拡大・成長」路線による人口の過疎過密という社会から、日本社会全体が本格的な人口減少、高齢化という大きな時代の構造的変化を迎えている中で、これまでに経験したことのない課題に的確に対応し、「持続可能な地域社会」を築いていくとともに、一方では、自然と人との豊かなふれあいを取りもどし、地域社会をより人間らしい生活の場として再生するという、成熟社会の真の豊かさが求められる時代となっています。

本市では、平成 23 年に第 6 期美唄市総合計画を策定し、「食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄」の都市像の実現に向けた取り組みにより一定の成果を収めてきましたが、今後とも急激に進む人口減少や高齢化をはじめとする地域課題に的確に対応し、「美唄に暮らす喜びと誇り」という新たな時代の豊かさを創りあげていくためには、長期的な展望に立った地域づくりが必要となります。

このため、「美唄市まちづくり基本条例」に基づき、今後の 10 年間にわたる第 7 期美唄市総合計画を策定します。

本計画の策定にあたっては、第 7 期美唄市総合計画等市民検討会議や美唄市総合計画審議会の皆さんによる審議、検討のほか、市民アンケートなどにより、広く市民参加をいただき、協働のまちづくりを推進しています。

美唄市総合計画のあゆみ

名 称	計画期間	都市像
第 1 期美唄市総合開発計画	昭和 33 年度～昭和 45 年度 (1958 年度～1970 年度)	
第 2 期美唄市総合開発計画	昭和 46 年度～昭和 50 年度 (1971 年度～1975 年度)	緑につつまれた、文化的で、明るい生産都市
第 3 期美唄市総合開発計画	昭和 51 年度～平成 2 年度 (1976 年度～1990 年度)	①健康で安全な福祉都市 ②農工調和の生産都市 ③文化の香りと緑豊かな生活都市
美唄市新総合計画	平成 3 年度～平成 12 年度 (1991 年度～2000 年度)	人かがやき ゆめひろがる 美しき唄のまち
美唄 21 世紀まちづくりプラン	平成 13 年度～平成 22 年度 (2001 年度～2010 年度)	人かがやき ゆめひろがる 美しき唄のまち 福祉・環境・交流のまち びばい
美唄未来交響プラン (第 6 期美唄市総合計画)	平成 23 年度～平成 32 年度 (2011 年度～2020 年度)	食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄 市民のハーモニーで創る 美しき唄のまちを目指して

2. 計画の位置づけ

総合計画の基本となる「基本構想」の策定については、平成 23 年の地方自治法の改正に伴い、その義務付けが廃止され、各市町村の判断に委ねられることになりました。

本市では、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるためには、中長期の視点に立った計画の策定が必要であることから、「美唄市まちづくり基本条例第 24 条」の規定に基づき、第 7 期美唄市総合計画を策定します。

3. 計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「市民と一緒に行うまちづくりの取組一覧（事務事業インデックス）」の 3 つの構成により成り立っています。

□基本構想

「基本構想」は、今後 10 年先を見据えた長期的展望に立って、本市が目指す都市像と、それを実現するための基本的な理念を定めるものです。

□基本計画

「基本計画」は、基本構想に掲げる都市像を具現化するため、各分野ごとの施策・事業についての現状を明らかにし、まちづくりの推進の方策を体系的に定めるものです。

なお、「基本計画」は、前期基本計画と後期基本計画に分け、後期基本計画については、前期基本計画の推進状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、策定します。

□「市民と一緒に行うまちづくりの取組一覧(事務事業インデックス)」

「市民と一緒に行うまちづくりの取組一覧(事務事業インデックス)」は、基本計画に示した施策を推進するために必要とする主要な事務事業について、個別の評価表を一覧化して、市民などとの連携の仕方や実施時期などを具体的に示します。

4. 計画の期間

「基本構想」は、計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

「基本計画」は、前期基本計画を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間、後期基本計画を令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

「市民と一緒に行うまちづくりの取組一覧(事務事業インデックス)」は、3 年間の期間とし、令和 11 年度終了時に 1 年間延長し、その内容は事務事業評価に基づき、毎年度見直します。

■新たな時代の目指すべきまちづくり

今後のまちづくりにおいては、急速な少子高齢化や人口減少による地域経済、市民生活への影響を最小限にとどめ、市民の満足度やまちの活力を高めることが重要となります。

「市民一人ひとりが主役である」ことや、「誰ひとり置き去りにしない」という理念のもと、急激に進む人口減少、高齢化をはじめ、格差、地域経済や市財政の規模縮小など、様々な課題を抱えている本市にとって、市民の暮らしに根ざした行財政改革の取組により、「持続可能なまちづくり」を行うことが求められています。

このため、国連が2015年に策定した「持続可能な開発目標」であるSDGsの視点も踏まえながら、今後10年間の目指すべき地域づくりについて、次のとおり定めます。

1. 都市像

ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい

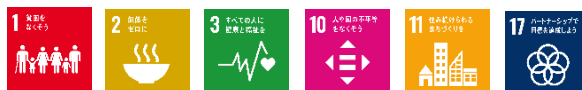
本市が目指すまちづくりを実現するため、美唄市まちづくり基本条例に掲げる「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」の3つの基本原則に基づき、どんなに人口減少や高齢化が進んでも、誰ひとり置き去りにしない、「ともに支え合い、分かち合う」豊かな田園文化創造都市「びばい」を目指します。

この場合、農の営みは、人々が協働して自然に働きかけ、人間が生きていくために不可欠な食べものをつくり、暮らしを立てるという「人間生活の根源的な営み」であり、それは経済的、産業的なものとしての農業をはるかに超えて、優れて人間的、社会的、文化的、自然的な意味を持つものであることから、ここでは「田園文化」として位置づけます。

2. 都市像を実現するための5つの挑戦

(1) とともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

〔福祉・保健・医療〕



急激な少子高齢化や人口減少が進む中、多様化・複雑化する社会環境への対応が、ますます求められる時代となっています。

こうした社会情勢にあって、誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らすためには、「社会的孤立」などに対処するために、地域での生活機能を支える福祉・保健・医療が一体となった施策を推進するとともに、安全・安心に暮らせる環境のもと、まちづくりの主役と

なる市民一人ひとりが、「健康寿命」や「健康長寿」を延ばし、健康で生きがいを持って、安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。

<重点施策>

① 誰ひとり置き去りにしない、安心して暮らせる地域社会の形成

どんなに人口減少や高齢化が進んでも、これまで地域で培ってきたコミュニティ(人のつながり)の力により「社会的孤立(孤立・孤独)」に対処していくため、高齢者と子どもたちの交流(居場所づくり)を進めるなど、「美唄市福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もがいきいきと地域社会の中で暮らしていけるよう、誰ひとり置き去りにしない、ともに支え合い、分かち合う地域づくりを目指します。

② 健康で安心して暮らせる保健・医療環境の充実

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して健康で暮らし続けていけるよう、ライフステージに応じた健康づくりの支援体制を整え「健康寿命」を延ばすとともに、後期高齢者の増加に対応した「地域包括ケアシステム」の確立に向けて、総合的な医療、プライマリ・ケアの充実により、「治し支える医療」、介護・福祉と連携する「地域完結型医療」など、高齢者の生活の質を高める「健康長寿」に向けた取組を進め、全ての市民の健康を守るまちづくりを目指します。

(2) 地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり

〔農業・食と観光・商工業
・移住・定住〕



今後とも、市民の暮らしを守り、にぎわいと活力あふれるまちづくりを推進するためには、新たな時代の可能性を生かした地域経済や産業の活性化とともに、5Gなどの最新の情報通信技術の活用や、本市ならではの魅力を広く情報発信することにより、多様な人材が活躍できる場を確保することが必要となります。

そのためには、基幹産業である農業などの地域資源を生かした地元産業間の連携強化や、食と観光、福祉との連携、雪冷熱エネルギーを活用した新産業や新しいビジネスの創出などにより、新たな雇用を創出するとともに、交流人口や移住・定住人口の増加、美唄らしい関係人口の創出・拡大を目指します。

<重点施策>

① 地域資源を生かした「にぎわい」づくり

本市の貴重な地域資源を生かし、まちの魅力を高めることにより、人が集い、にぎわいと交流が生まれる美唄らしい観光地域づくりと中心市街地の活性化を目指します。

また、雇用の創出や地域経済の活性化を図る企業への支援を行うなど、にぎわいのある

まちを目指します。

② いのちを育む食と農の振興

本市の農業は、食という生命の源をつくる人間社会の根源の営みです。そのため本市の農業を大きく変える農業基盤の整備をはじめ、優れた担い手の育成・確保、農商工連携、ICTなどの先進技術を活用した農業の普及などにより、本市農業が将来にわたり地域社会をしっかりと支えていく使命を担う、中心的な産業として成長することを目指します。

また、教育的効果や農村景観の形成など、農業・農村が有する多面的機能を生かし、食文化による地域の活性化、農泊による都市と農村の交流などにより、対外的にも魅力と個性に満ちた農村地域の形成を目指します。

③ 移住・定住の促進

急速な人口減少が進む中、子育て、教育、福祉など様々な施策の充実などにより、まちの魅力を高めるとともに、移住・定住施策の推進により、道内外の若者や子育て世代などの移住・定住を促進し、「活力」あふれるまちづくりを目指します。

(3) 地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり

〔子育て・教育・文化〕



地域社会は、「新しい命」の健やかな成長があつてこそ成り立つものであり、子どもは地域の宝、美唄の未来・希望そのものといえます。本市は、合計特殊出生率が1.19と全国、全道平均よりも低く、平成29年以降の出生数が100人を下回っています。

このような中、人口減少を抑制し、希望あふれる地域社会を築いていくためには、結婚から妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てられる環境を整備していくことが重要です。

「愛されれば、その子は人を愛する人になる。社会に愛されれば、その子は社会を支える大切な人になる。自然に愛されれば、その子は自然を支える大切な人になる」といわれています。

本市は、緑豊かな水田や畑が広がり、明瞭な四季が織りなす美しい自然環境に恵まれ、度重なる困難を克服してきた先人の汗と涙の結晶によって支えられてきた歴史や伝統文化が息づいています。この環境を十分に生かし、これまで先人が培ってきたかけがえのない地域の力・市民の力を発揮して、子育てしやすいまちづくりを目指すとともに、豊かな人間性を育む生涯学習の環境整備・充実を図り、全ての人が人として尊重され、社会参加できるまちづくりを目指します。

さらに、人口減少社会、あるいは一定の「拡大・成長」を遂げた成熟社会においては、それぞれの地域が持つ固有の価値や歴史的・文化的多様性への人々の関心が高まるという、新たな時代の流れを踏まえ、移住・定住の促進をはじめ、関係人口の拡大に向けた地域の活性化や産業振興など、文化芸術の持つ創造性を生かした地域づくりを目指します。

<重点施策>

① 安心して子育てできる環境の充実

誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境や、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるほか、子育て世帯の経済的負担を軽減するなど、子育て世代が暮らしやすい環境づくりを目指します。

また、地域住民や社会全体で力を合わせ、子どもたちの安全・安心を見守るなど、次代を担う子どもたちが心豊かに健やかに育まれるまちを目指します。

② 生きる力を育む教育と次代を担う人材育成

地域の未来を担う子どもたちの「生きる力」と「豊かな心」を育むため、地元の暮らしを学ぶ農業体験学習や学校給食の充実を目指します。

また、子どもたちが「確かな学力」を身につけ、未来を切り拓く力強い資質・能力を育むため、ICT教育の充実や小中学校と一体となった生涯学習センター構想を進めるとともに、教育環境の向上を目指します。

③ 文化・芸術を育む活動と生涯学習・スポーツの振興

これまで培ってきた「かけがえのない地域の力・市民の力」など、郷土の歴史・文化や日本遺産に認定された貴重な歴史遺産を適切に保存・活用し、次世代などへ伝えることができるよう、郷土史料館を拠点として、地域の人材や文化資本の蓄積を目指した「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、市民の・市民による地域学、美唄学」の確立に向けた環境を整え、とともに、地域の伝統文化、生活文化・芸術への理解、さらには、その創造性を学校教育や地域づくりの活力として生かすなど、地域に根ざした文化・芸術活動を育む生涯学習社会を目指します。

また、スポーツ健康都市宣言に基づき、心身ともに健康で、いきいきと暮らすために、より良い生活習慣を身につけ、運動やスポーツを楽しみ、人とのつながりを育む生涯スポーツの推進を目指します。

（４）人と自然が共生した安全・安心のまちづくり

〔自然・環境・都市基盤・安全安心〕



本市は、国の天然記念物に指定される『マガン』が春と秋に飛来する『ラムサール条約登録湿地 宮島沼』や、空知管内随一の桜の名所『東明公園』のほか、四季折々の顔を見せる水田や畑など緑あふれる自然環境に恵まれた美しいまちです。この貴重な地域資源を次代に引き継ぐため、環境の保全と活用のバランスを保ちながら、更なる地域の魅力づくりに生かしていきます。

また、市民の豊かな暮らしを支える都市基盤の整備や公共交通の維持・促進をはじめ、地震や暴風雨・豪雪などの自然災害から市民の生命や財産を守るための地域防災力の向上、空き家・空き地などの対策を含めた生活基盤の整備を進め、全ての市民が住み慣れた地域

で安全に安心して暮らし続けていけるまちづくりを目指します。

<重点施策>

① 豊かな自然環境の保全と共生

社会経済活動に伴う環境への影響を最小限にとどめるための環境学習の推進や、環境に関する普及啓発、情報発信に取り組むなど、本市の貴重な自然環境を守り、自然との共生を目指します。

また、ごみの減量化や循環型社会の形成など環境負荷の低減を図り、豊かな自然環境の保全を目指します。

② 快適な都市空間の形成

本市では、空き家、空き地、空き店舗などが増加していることから、市民の豊かな暮らしを支えるための住環境の整備や利活用、心やすらぐ公園の維持管理、道路などの都市基盤整備のほか、市民の利便性の高い公共交通の維持・促進や通院バスなど利便性の高い交通手段の確保など、快適な都市空間の形成を目指します。

③ 安全・安心なまちづくり

本市では、民間住宅や公共施設の耐震化のほか、全国的な地震や暴風雨・豪雪などによる大規模な自然災害により、市民の安全・安心への意識が高まっています。

このため、民間住宅の耐震改修への支援や公共施設の耐震化を進めるほか、地域ぐるみで支え合う環境づくりなど、市民の防災意識の向上と防災体制の強化を図るとともに、市民の生命や財産を守る消防・救急体制の充実・強化や、消費者被害を未然に防ぐための取組など、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指します。

（５）市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり

〔協働・行政改革〕



急速な少子高齢化や人口減少により、地域経済の縮小などが懸念される中で、地域の活力を維持する取組がこれまで以上に求められており、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、全ての市民が個々の能力を発揮し社会を支えていくことが必要です。

このため「美唄市まちづくり基本条例」に基づき、市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくりを推進し、市民と行政が様々な課題や情報を共有するための取組や、地域社会の一員として企業が取り組む地域貢献活動への理解を求めながら、市民自らが地域活動、社会活動に参画することを目指します。

＜重点施策＞

① 性別や年齢、障がいに関係なく、誰もが活躍できる社会の形成

全ての市民が豊かな生活を送ることができるよう、高齢者や女性が生き生きと活躍できる社会を築くとともに、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、ライフステージに応じて誰もが個性と能力を存分に発揮し、お互いに思いやりのある地域社会が形成されたまちを目指します。

② 暮らしに根ざした行財政改革の推進

急激に進む少子・高齢化や人口減少の中にあって、暮らしに根ざした行財政改革を進めるため、長期的展望に立った自治体運営により、限られた地域資源を生かしながら、市民本位の質の高い行政サービスの提供を目指します。

SDGsとは

SDGsとは、貧困や健康・福祉、住み続けられるまちづくりなど、持続可能な世界を実現するために国連サミットで採択された 17 のゴールと 169 のターゲットで構成された国際目標です。

この考え方は、市民一人ひとりが主役であることや、誰一人取り残さないという理念のもと、人口減少、高齢化、経済衰退など様々な課題を抱える地域にとって、持続可能なまちづくりを行う上で大切な視点となります。

なお、17 ゴールは、それぞれが独立して存在しているものではなく、密接に関連しています。

SDGsの捉え方のイメージ（例）

～「地球の気候変動」と「平和」という2つの大きな問題の関係性～

ある大きな湖が地球温暖化による砂漠化の影響で水位が下がり、湖面の面積がどんどん小さくなってしまいました。

これまで湖の豊かな恩恵に恵まれ、農業や漁業などで生計を立ててきた住民が、水不足に悩まされ〔6 安全な水とトイレを世界に〕、仕事を失い〔2 飢餓をゼロに、8 働きがいも経済成長も〕、結局、これまで住んでいた地域には住めなくなり、都市部に移り住んでいきました。

都市部では、貧困層が増え〔1 貧困をなくそう〕、大きな格差が生まれ〔10 人や国の不平等をなくそう、11 住み続けられるまちづくりを〕、治安が悪化〔16 平和と公正をすべての人に〕していきました。

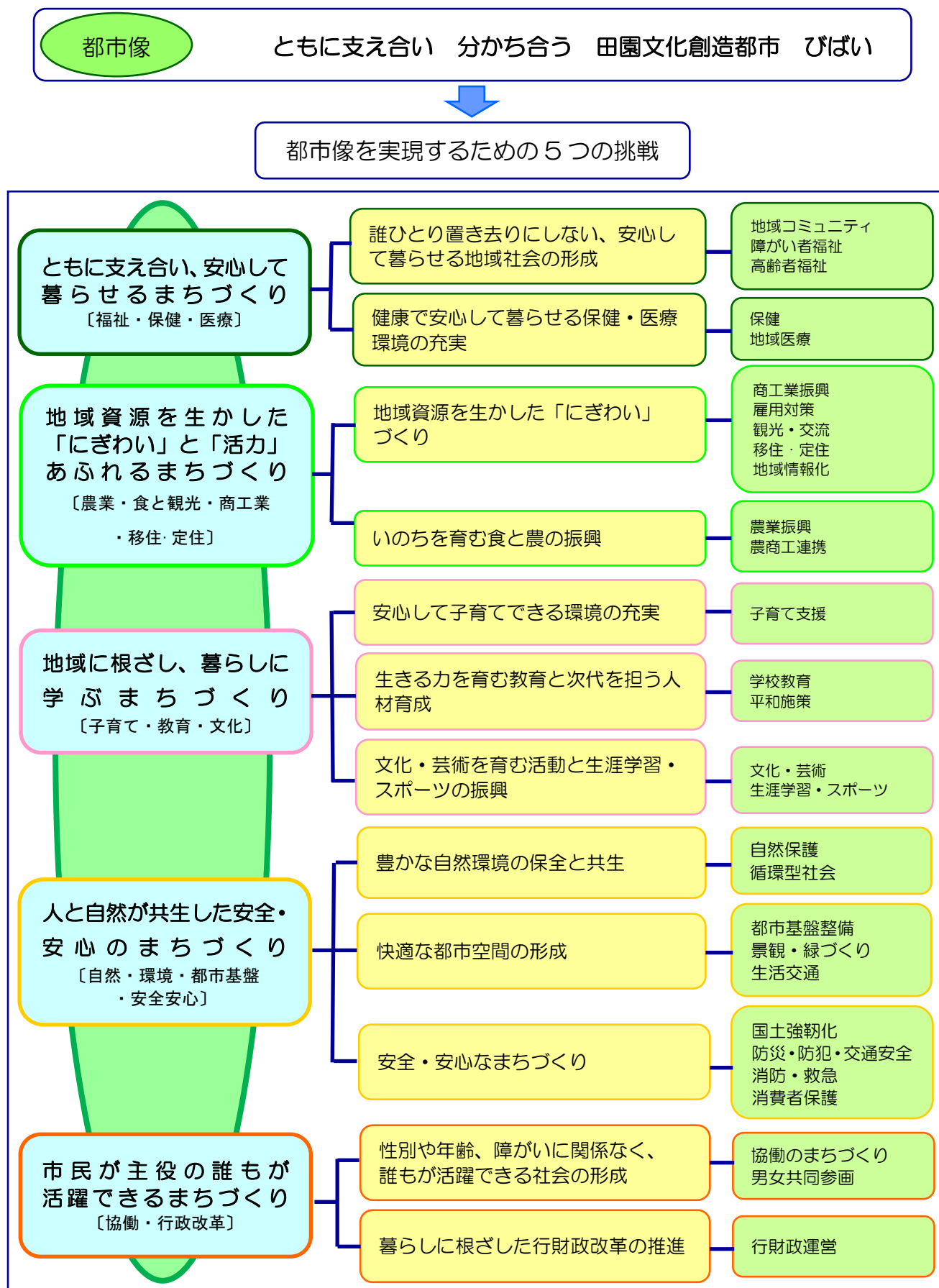
その結果、貧しい生活を余儀なくされた若者たちは、テロ活動に身を投じ、世界のどこかの地域で平和が脅かされていきました〔16 平和と公正をすべての人に〕。

〔17のゴール〕



- 1 **貧困をなくそう**：あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。
- 2 **飢餓をゼロに**：飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
- 3 **すべての人に健康と福祉を**：あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
- 4 **質の高い教育をみんなに**：すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
- 5 **ジェンダー平等を実現しよう**：ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。
- 6 **安全な水とトイレを世界中に**：すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。
- 7 **エネルギーをみんなに、そしてクリーンに**：すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
- 8 **働きがいも経済成長も**：すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。
- 9 **産業と技術革新の基盤をつくろう**：強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。
- 10 **人や国の不平等をなくそう**：国内及び国家間の格差を是正する。
- 11 **住み続けられるまちづくりを**：都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
- 12 **つくる責任 つかう責任**：持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
- 13 **気候変動に具体的な対策を**：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
- 14 **海の豊かさを守ろう**：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
- 15 **陸の豊かさを守ろう**：飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。
- 16 **平和と公正をすべての人に**：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構成する。
- 17 **パートナーシップで目標を達成しよう**：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

3. 施策の体系



■土地利用の方向

本市は、田畑及び山林が総面積の約 3 分の 2 を占める緑豊かな自然環境に恵まれた市域であり、市街地をはじめ肥沃な農地や豊かな森林が調和を保ちながら形成されています。

土地は、現在及び将来にわたる市民の生活と生産活動の基盤として、活力とうるおいをもたらす貴重な資源であり、自然環境の保全に配慮しながら計画的に利用することが必要です。

本市の個性的な風土と魅力を生み出す源泉となっている土地については、長期的・広域的視点に立って、地域の豊かな自然環境、快適な生活環境、活力ある産業の振興などに配慮しながら、まちづくりの基本的な考え方に基づき、以下の 3 つの基本方向に沿って、総合的かつ計画的な調和のとれた土地利用の促進に努めます。

1 都市地域

都市地域は、安全で快適な都市環境を維持するため、人口減少や少子高齢化などによる空き地の利用を促進するとともに、公共施設の複合化・集約化などを図り、有効な土地利用に努めます。

1 農村地域

農村地域は、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など重要な機能を維持するため、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用に努めます。

2 森林地域

森林地域は、木材生産等の経済的機能や山地災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全などのため、必要な森林の確保と森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な土地利用に努めます。